

【越谷市】令和6年度集団指導資料（障害福祉サービス）

- [日中活動系サービス（短期入所） /
施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助）]
○共同生活援助 ○短期入所
○障害者支援施設（施設入所支援及び付随する生活介護）

事業所の皆様にご確認いただきたい事項は、次の2点です。

- | |
|-----------------------------------|
| 1 令和5年度実地指導（運営指導）における指摘事項 … 2ページ～ |
| 2 令和6年度報酬改定のポイント … 9ページ～ |

1については、昨年度の実地指導における指摘事項の中で、次に該当する事項について紹介します。

- ・多くの事業所で指摘された事項
- ・指摘レベルが改善報告を要する「指導」レベルである事項
- ・報酬の返還を要した事項

2については、数多くある改正事項の中でも、基準の内容が以前よりも厳格化されたこと等により、特に事業所の皆様への影響が大きいものに絞って紹介します。

（新設された加算や改正内容の詳細については、省略しておりますので、詳細をご確認されたい方は、厚生労働省のホームページをご確認ください。）

1 令和5年度（昨年度）実地指導における指摘事項

■ 契約支給量の報告等（施設入所支援・生活介護）

○サービスの利用に係る契約内容の報告をしていませんでした。
つきましては、利用者との契約を締結・変更・終了したときは、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

■ 利用者負担額等の受領（施設入所支援・生活介護）

○利用者に対し、利用者負担額等を受領した際に領収書を交付していませんでしたので、交付してください。

■ 給付費の額に係る通知等（全サービス）

○法定代理受領通知について、利用者に対して通知していませんでしたので、通知してください。

【ポイント】

- ・市から代理受領している給付費の額等について、利用者ごとの金額が分かるよう、個別に通知してください。

■ 個別支援計画の作成等（全サービス）

【アセスメント・モニタリング】

- アセスメントについて、実施しているか記録がなく確認できない例がありましたので、記録してください。
- アセスメントの記録について、以下のとおり適切に作成してください。
 - ・利用者の希望する生活や課題等の把握及び適切な支援内容の検討を行っているか不明確でしたので、明確に記録してください。
 - ・実施者を記録していませんでしたので、記録してください。
 - ・実施日を記録していない例がありましたので、適切に記録してください。
- モニタリングの結果について、目標に対する評価や達成度を一部記録していない例がありましたので、適切に記録してください。
- モニタリングを実施しているか記録がなく確認できない例、実施が遅れている例、短期目標を評価していない例がありましたので、適切に実施してください。

【会議】

- 個別支援計画作成に係る会議を開催していませんでした。
つきましては、利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して

行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めてください。

○個別支援計画作成に係る会議について、当該会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めているか記録がなく確認できませんでした。

つきましては、当該会議を開催し、会議録を作成してください。

○個別支援計画作成に係る会議において、サービスの提供に当たる担当者等から計画の原案について意見を求めています。

つきましては、当該会議において計画の原案を示し意見を求めてください。

【計画】

○個別支援計画について、サービス利用開始時点において作成していない例がありましたので、遅滞なく作成してください。

○サービス提供を継続しているにも関わらず、個別支援計画の期間が途切れている例がありましたので、適切に作成してください。

○利用者又はその家族からの同意及び交付が遅れている例がありましたので、遅滞なく同意を得て交付してください。また、やむを得ない事情によりサービス提供開始前に文書同意を得られず、電話等口頭で同意を得た場合は、個別支援計画等にその旨を記載したうえで文書により同意を得てください。

○利用者の同意を得たことがわかる個別支援計画書の保管がない例がありましたので、適切に保存してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度から利用者の個別支援会議等への出席が義務化されている等、変更点がありますので注意が必要です（改正点につき、以下2参照）

■ハラスメント防止（全サービス）

○ハラスメント防止について、方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な体制の整備などの措置を講じてください。

【ポイント】

- ・セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることを義務付けられていることを踏まえた内容になります。中小企業も令和4年4月1日より義務化されている内容になります

■勤務体制・人員関係（全サービス）

○勤務表を作成していませんでしたので、月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてく

ださい。

- 一部の従業者に対し、当該事業所で勤務する旨の労働条件を書面で明示し交付していませんでしたので、明示し交付してください。
- 従業者の研修について、研修計画を作成していませんでしたので、作成してください。
- 従業者の研修について、実施した研修資料や従業者の報告を一部保管していませんでしたので、適切に保管してください。

【ポイント】

- ・人員配置については、常に人員欠如減算のリスクがあるので注意が必要です。
- ・研修についても、実施が義務付けられているものもあるため要注意です。

■身体拘束等（施設系・居住支援系サービス）

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。
- 身体拘束等の適正化のための指針について、次のような項目を盛り込んでください。
 - ・事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - ・身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ・身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - ・事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - ・身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - ・障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - ・その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度から「身体拘束廃止未実施減算」の減算額の引き上げ等が行われたことから注意が必要です。

■虐待防止（全サービス）

- 虐待の防止について、以下の事項に不備がありましたので、見直しをしてください。
- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってください。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施してください。

○虐待等の防止に係る措置を適切に実施するための担当者を置いてください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度から新設の「虐待防止措置未実施減算（後述）」の対象となるので注意が必要です。

■業務管理体制の整備（全サービス）

○業務管理体制の届出について、市障害福祉課に届出を行っていませんでしたので、届出を行ってください。

【ポイント】

- ・変更の際にも、市障害福祉課に届出は必要です。

■施設系・居住支援系サービス

○利用者負担額等の受領

利用者に対し、利用者負担額等を受領した際に領収書を交付していませんでしたので、交付してください。

【ポイント】

- ・共同生活援助の事業所で指摘のあった事項です。

○サービス提供記録について、サービスを提供した旨の確認を利用者等から受けているか記録がなく、確認できない例がありました。

つきましては、サービス提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項の記録について確認を受けた際は、適切に記録してください。

【ポイント】

- ・短期入所の事業所で指摘のあった事項です。

■処遇改善加算

○福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)について、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を障害福祉サービスの情報公表制度等を活用し、公表してください。

○福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、特定加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、賃金改善を行う方法等を職員に周知していません。

んでした。
つきましては、障害福祉サービス等処遇改善計画書等を用いて職員に周知してください。

【ポイント】

- ・多くの事業所で指摘のあった事項です。
- ・令和6年度報酬改定後も、公表、周知は必要となり得ることから、注意が必要です。

■医療連携体制加算（共同生活援助）

○医療連携体制加算（Ⅰ）について、医療機関等との委託契約を結んでいませんでした。

つきましては、指定時まで遡り、自己点検のうえ、市障害福祉課及び支給決定市町村に過誤申し立てを行い、申立書の写しを市福祉総務課に提出してください。また、利用者負担が発生する場合は適正に返還してください。

なお、改善報告日までの過誤申し立てが困難な場合は「過誤調整点検結果内訳表」（別添様式）を提出することとし、準備が整い次第、改めて過誤申立書の写しを提出してください。

○医療連携体制加算（Ⅶ）について、「重度化した場合の対応に係る指針」を定めていませんでした。

つきましては、速やかに当該指針を定め、すべての入居者又はその家族に説明し、同意を得てください。また、同意の署名を受けた文書の写しを市福祉総務課に提出してください。なお、今後は入居の際に当該指針の内容を説明し、同意を得てください。

【ポイント】

- ・報酬返還まで求めた事例です。
- ・加算については、要件を充足しているか定期的に確認してください。

■長期入院時支援特別加算（共同生活援助）

○長期入院時支援特別加算について、1週に1回以上病院等を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った記録がありませんでしたので、記録してください。なお、特段の事情により、病院等を訪問できない場合については、その具体的な内容を記録してください。

○長期入院時支援特別加算について、特段の事情により訪問できなかった場合の記録がありませんでしたので、記録を作成してください。

■夜間支援等体制加算（共同生活援助）

○夜間支援等体制加算（I）について、夜間支援の内容を個別支援計画に位置付けていませんでしたので、位置付けてください。

■重度障害者支援加算（共同生活援助）

○重度障害者支援加算（I）について、支援計画シートを作成していませんでしたので、作成してください。

■利用者負担額以外に受領が可能な費用（共同生活援助）

共同生活援助に係る利用者負担額以外に、利用者から費用の支払いを受ける場合について、利用者と事業所の間等で金銭に係るトラブルが生じやすいことから、注意が必要です。

受領に当たっての主なポイントを以下に示しますので、いま一度ご確認ください。

◆受領可能な費用の範囲

基準上、障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて、共同生活援助に係る利用者負担額以外に受領することが可能な費用の範囲は、以下5点のみです。

- ① 食材料費
- ② 家賃
- ③ 光熱水費
- ④ 日用品費
- ⑤ その他の日常生活費（サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものをいいます。）

※①～⑤の費用について、過大徴収となった場合（徴収額＞実費相当額）は、必ず、利用者への返還が必要です。

※精算額の算出は、必ず、各徴収費目ごとに行ってください。

◆「⑤その他の日常生活費」のポイント

「⑤その他の日常生活費」については、別途国通知が発出されており、その内容の主なポイントは以下の2点です（詳細は、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号）を参照してください）。

- 受領に当たっては、利用者に事前に十分な説明を行い、書面による同意を得ているか
- 受領する金額が、実費相当額となっているか

【ポイント】

- ・費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について丁寧に説明を行い、同意を得る必要があります。
- ・また、重要事項説明書や同意書等により明示した金額から、諸事情により金額の変動があった（特に精算により追加請求が生じる等）場合には、利用者に説明を求められた際に、理由を説明できるようにしておく等の管理が必要です。

2 令和6年度報酬改定のポイント

ここからは、前述のとおり、数多くある改正事項の中でも、運営指導（＝実地指導）を受けられるに当たりまして、特にご確認いただきたい事項（事業所の皆様への影響が大きいものなど）について、内容を絞って紹介します。

■利用者の意思決定支援の推進（全サービス）

- アセスメントに当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- サービス担当者会議・個別支援会議において、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き、障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。
- 利用者の状況を踏まえたサービス等利用計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付けることとされた。（短期入所を除く）

■同性介助（全サービス）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記された。

■虐待防止措置未実施減算の新設（全サービス）

- 虐待防止措置未実施減算が新設され、虐待防止措置（※）未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算（所定単位数の1%）する。

※虐待防止措置

- ①虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

■身体拘束廃止未実施減算の減算額の引き上げ等（全サービス）

- 身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額の引き上げ等を行う。
[現行]

基準（※）を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

(施設・居住系サービス)

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス)

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※基準の内容（身体拘束適正化措置）

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

■業務継続計画未策定減算の新設（全サービス）

- 業務継続計画（※）が未策定の場合、基本報酬を減算（所定単位数の3%または1%）する。（一定の要件を満たす場合には、令和7年3月31日までの間に限り、経過措置あり）

※業務継続計画

感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するための計画

■医療機関との連携強化・感染症対応力の向上による運営基準の新設（施設入所支援、共同生活援助）

- 指定障害者支援施設等は、感染症の対応を行う医療機関（※）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が協定締結医療機関（※）である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとされた。（新設）

※第二種協定指定医療機関

感染症の予防や感染症患者に対する医療に関する法律の一部改正により、令和6年4月4日に新設された医療機関。越谷市では、獨協医科大学埼玉医療センターが該当〔埼玉県HP R6.8.31時点〕。

■情報公表未報告減算の新設等（全サービス）

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算（所定単位数の10%または5%）」を新設する。
- 都道府県知事（越谷市長）は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする（新設）。

■食事提供体制加算の見直し（短期入所）

- 令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算について、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。
- ただし、食事の提供について、以下の3要件を追加する。
 - ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
 - ②利用者ごとの摂食量を記録していること
 - ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

■「地域移行を推進するための取組」の推進（施設入所支援）

- すべての入所者に対して、本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を把握し、定期的に確認するとともに、相談支援事業者等と連携を図りつつ、利用者の希望サービス利用になるよう必要な援助を行うこととする。
- したがって、地域移行等意向確認担当者の選任等について、以下の2点を義務付ける。ただし、令和6年4月1日から令和8年3月31日までは経過措置として努力義務とし、令和8年4月1日から義務化するとともに、未対応の場合に該当するとして減算を新設する。
 - ①地域移行等意向確認等（※）に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任すること。
 - ②地域移行等意向確認担当者は、上記指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告すること。
- 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域

生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めること（努力義務）。

○「地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算」

地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算。

※地域移行等意向確認等

利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認。

■**地域との連携等（施設入所支援、共同生活援助）**

○支援の質の確保のため、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議（※）を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年3月31日までは経過措置として努力義務とし、令和7年4月1日から義務化とする。

①利用者及びその家族、地域住民の代表者（必ず選出）、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議（※）を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

②会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること。

③地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表すること。

※地域連携推進会議

会議の開催や会議の構成員による施設への訪問を実施することにより、地域に開かれた施設等になることを目指す会議体。

①利用者と地域の関係づくり

②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進

③施設等やサービスの透明瀬・質の確保

④利用者の権利擁護